

郵送やインターネットで提出を

市・県民税申告と所得税の確定申告の受け付けを開始します。できる限り郵送などでの申告にご協力をお願いします。また、市職員による作成相談は、今年度も引き続き事前予約制で行います。



申告はできる限り郵送で

市・県民税申告と所得税の確定申告の会場・受付日時は5ページの表の通りです。市・県民税申告は成田税務署特設会場では受け付けできませんので注意してください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、申告はできる限り郵送またはe-Tax(確定申告のみ)での提出にご協力をお願いします。

また、市・県民税申告で、申告書を作成することが難しい人は、住所・氏名・扶養親族名を記載した申告書と、源泉徴収票の写しや収支内訳書などの資料を送付してください。申告書への転記は市職員が代行します。

郵送先

- 市・県民税申告書…市民税課
(〒286-8585 花崎町760)
- 確定申告書…成田税務署(〒286-8501 加良部1-15)

市職員による作成相談は事前予約制で行います

対面での申告書の作成補助を必要とする人が安心して相談できるように、今年度の申告受け付けは昨年引き続き事前予約制で行います。

なお、作成済みの申告書を提出する場合の事前予約は不要です。

申し込み方法⇨希望する日の3日前までに、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page091900_00008.html)にある予約システムから申し込み(先着順)。当日は予約確定メールを提示してください。電話での予約はできません



市・県民税の申告

申告書作成システムで

書類の作成を

市・県民税の申告書の作成には、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0112_00028.html)の「市民税・県民税申告書作成システム」を利用すると便利です。画面の案内に従って金額を入力すると、控除額などが自動計算されます。

令和5年1月1日現在、市内に住んでいた人で、令和4年次に次のいずれかに当てはまる人は、市・県民税申告をする必要があります。

ただし、令和4年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書が提出される人は、市・県民税申告をする必要はありません。

○事業所得などがあった人：営業・農業・そのほかの事業での所得や、配当・不動産などの所得があった人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告が必要です。営業・農業・不動産の所得があった場合は収支内訳書を作成してください)

○給与所得者で次のいずれかに当てはまる人
・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
・給与所得以外に所得があった人
○「公的年金等」の受給者で次のいずれかに当てはまる人
・「公的年金等」以外に所得があつ

た人

・公的年金の源泉徴収票に記載された所得控除以外に、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を追加する人
所得がなくても申告を

国民健康保険税の算定資料や非課税証明書交付の資料にするため、令和4年中に所得がない場合でも申告してください。

所得税の確定申告

確定申告書等作成コーナーで書類の作成を

確定申告書の作成には、国税庁ホームページ(<https://www.w.keisan.nta.go.jp>)
[Kyoutu/Ky/sm/top#bsctf](https://www.w.keisan.nta.go.jp))にある「確定申告書等作成コーナー」を利用すると便利です。



このデータを使ってe・Taxで申告ができるほか、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。

イオンモール成田での申告は入場整理券が必要で

混雑緩和のため、イオンモール成田に開設される成田税務署特設会場へ入場するには入場整理券が必要です。なお、入場整理券の配布状況に応じて、受け付けを早めに終了する場合があります。

入場整理券は当日会場で配布するほか「国税庁LINE公式アカウント」から事前に入手できます。**申告会場に注意**

次に当てはまる人が会場での申告を希望する場合は、成田税務署特設会場へ申告してください。

○ 寄附金控除を受ける人(ふるさと納税をした人など)

○ 雑損控除を受ける人
○ 分離課税(譲渡・配当・山林・退職所得など)となる人
○ 営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上となる人

○ 青色申告をする人
○ 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人

○ 準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人
○ 外国税額控除などを受ける人
○ 令和3年分以前の申告をする人
○ 減価償却費などの複雑な計算が必要な人

申告会場で必要な物

- 全ての人…マイナンバーカード・マイナンバーの通知カード・マイナンバー記載の住民票のいずれか、本人確認書類(マイナンバーカードがあれば不要)
- 給与所得者と年金所得者…源泉徴収票(コピー可)
- 事業を営んでいる人…令和4年分の収入や支出をまとめた物、令和3年分の収支内訳書(控用)
- 医療費控除を受ける人…医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書など*1
- 雑損控除を受ける人…り災証明書や修繕費の領収書、損害保険金の振込通知など、被害状況や損害額、補填される金額などが確認できる物
- 社会保険料控除・寄附金控除を受ける人…支払金額が確認できる物*2
- 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人…控除証明書
- 障害者控除を受ける人…障害者手帳など
- 所得税の還付を受ける人…申告者本人の振込先口座が分かる物

*1 領収書では医療費控除は受けられません
*2 「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請していても、市・県民税申告や所得税の確定申告をする場合はワンストップ特例分を含む全ての寄附金額を記載する必要があります

申告会場と受付日時

市・県民税申告は2月1日(水)から郵送で受け付けを開始しますが、申告会場の開設は2月16日(木)からとなります。また、各会場に申告書を作成するスペースはありませんので注意してください。

会場	受付日	受付時間
所得税の確定申告		
成田税務署特設会場 (イオンモール成田2階イオンホール)	2月6日(月)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月19日(日)・26日(日)は受け付けます)	午前9時～午後4時*3
市・県民税申告と所得税の確定申告*4		
市役所6階中会議室	2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月19日(日)・26日(日)は受け付けます)	午前9時～正午 午後1時～5時
下総支所2階	2月19日(日)・20日(月)	午前9時～正午
大栄支所2階	2月26日(日)・27日(月)	
公津公民館	2月22日(水)	
中郷公民館	2月24日(金)	
豊住公民館	3月1日(水)	
八生公民館	3月2日(木)	
久住公民館	3月3日(金)	
三里塚コミュニティセンター	3月10日(金)	

*3 午前9時～10時の入り口は立体駐車場連絡通路から入る2階C入口のみとなります
*4 対面での申告書の作成補助は事前予約が必要です。作成済みの申告書を提出する場合は事前予約は不要です

年金所得者は確定申告が不要な場合も

「公的年金等」の収入金額の合計が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません(医療費控除など所得税の還付を受けるための確定申告はできません)。

ただし、この要件に当てはまる人でも、市・県民税申告が必要な場合があります。

※くわしくは、市・県民税申告については市民税課(☎20・1513)、所得税の確定申告については成田税務署(☎28・5151)または国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)へ。